

RJC48 運営規約

2019年1月9日 RJC48 評議会決定

RJC 評議会等規則第1条第1項に基づき、RJC48（以下、「本会」という）評議会は、本会の目的と基本原則、本会への加盟、会費及び本会が管理する「サイボウズ Office」の RJC48 グループへの参加（以下、「本会への入会」または単に「入会」という）について必要な事項を定める。

第1条 本会の目的と基本原則

- 1 本会は、自ら所有するマンションの管理組合役員として管理組合の運営に参画した経験者が、相互にマンション管理に関する情報を交換し、人的ネットワークを拡大発展する場を提供することで、参加者の識見の深化とともに自らが属する管理組合運営の向上に寄与することを目的とします。
- 2 前項の目的を達するため、本会は以下の基本原則に則って活動します。
 - (1) 本会の活動の核心は、マンション管理組合役員の共通の悩みや問題意識を共有し、課題解決のためのプラットフォーム形成につなげることにあります。本会が不動産開発やマンション管理業関係者の営業促進の場となってはなりません。
 - (2) 参加者は、理事長などマンション運営に主体的にかつ深く関与した経験を有した人が望ましく、管理組合から受動的に便益を享受していただだけの一般マンション住民としての経験だけでは足りません。
 - (3) 会員どうしの情報共有はギブ アンド テイクの相互互惠が必要条件です。情報取得だけでなく、情報提供を積極的に行う意思と能力のある人の参加が望まれます。
 - (4) 会費の用途は、本会を維持運営するための基礎的な事務費用に限定されます。参加者は、自分にとって必要な情報を、相互のネットワークの中から互恵的に取得することとし、まちがっても、会費を「情報取得」のためのコンサル費用などと誤解しないで下さい。

第2条 入会資格条件と手続き

- 1 本会への入会資格を有する方は、以下の全ての要件を満たした方とします。
 - (1) 自然人であること（法人または団体単位での入会はできません）
 - (2) マンション管理組合の役員、専門委員会委員、顧問もしくは参与（以下、総称して「役員等」という）を現に務めるなど管理組合の運営に参画していること、過去に役員等の経験を有すること、または3ヶ月以内に役員等に就任予定であること（上記のいずれも一組合員というだけでは足りません）
 - (3) 自分の氏名、所有するマンション名および管理組合における地位を明らかにす

- ること（匿名またはニックネームもしくは仮名での入会はお断りします）
- (4) 本会で得た情報を、所有するマンションの役員等としての自己研鑽の目的にのみ利用すること（業としての利用は禁止します）
 - (5) 反社会勢力とのかかわりをもっていないこと
- 2 前項の規定にもかかわらず、以下の場合は入会をお断りすることがあります。ただし、これらに限定されません。
- (1) 管理会社またはその協力会社などマンション管理組合からの受託を業とする事業体の役員もしくは職員の方（個人事業主を含む）
 - (2) 複数のマンション管理組合との継続的な業務関係などを通じて、他の会員マンションの内部情報を知っている方
 - (3) マンション管理組合に関する情報取材または評釈や著述を業とされている方
 - (4) 過去、本会からの退会処置を受けた方
 - (5) 禁止行為（第2条第3項で定義）を行う蓋然性が高いと客観的に認められる方
- 3 入会前に、次の各号の事項を評議会に告知の上、入会申請して下さい。評議会にて、告知内容を確認して入会の諾否を決定します。
- (1) 氏名、所有マンション名、管理組合における地位
 - (2) マンション管理組合を対象とした営業や事業を行っている方は、本条第1項の入会条件および本条第2項各号に該当するかどうかを確認しますので、その事業内容などを告知下さい。
- 4 前項の定めに従って入会が承認された方は、第6条の手続きに従い会費の納入が確定された段階で会員となります。

第3条 会員の義務および禁止事項

- 1 入会后、1ヶ月以内に自身および所有マンションの紹介文を専用の電子掲示板に記述して下さい。
- 2 入会后は、以下の活動に積極的に参加して下さい。いずれの活動にも参加しないという不活発な状態を1年以上継続しないで下さい。
 - (1) マンション管理に関する意見交換会、研修会もしくは勉強会（単なる親睦のための飲食や懇親会は除く）の企画、主催または参加
 - (2) 電子掲示板への投稿。
- 3 会員資格を継続する方は、会費納入を継続できるよう自らの決済手段を管理して下さい。
- 4 入会后、以下の行為（以下、「禁止行為」という）は、お断りします。
 - (1) 他者（会員に限らない）の人格もしくは属性または他マンション（会員の属するマンションに限らない）を誹謗中傷すること
 - (2) 本会で知りえた他者の非公開情報を、本会外部に開示または漏えいすること

- (3) 本会で知りえた他者の情報を、自分の利益（金銭その他の経済利益をいいます。以下同じ）の獲得のために用いること（利益を本会に還元する場合は除きます）。
- (4) 本会で知りえた他者の情報を、自分のマンション管理組合の運営以外の活動または事業に用いること
- (5) 本会の中で、自らの利益の獲得のために、宣伝、販売、勧誘などの商業活動を行うこと
- (6) 本会の中で、自らまたは他者の選挙活動や特定政党の支援など政治的活動を行うこと。
- (7) 本会の中で、布教、儀式への勧誘など宗教活動を行うこと。
- (8) 掲示板上のトピックスその他本会に提示された諸情報を評議会の承諾なくして削除すること
- (9) 第 2 項第 2 号の適用を潜脱するために実質的に意味のない投稿を繰り返すこと
- (10) 本会の許可なく、本会と類似の名称を用いて、事業を行うこと
- (11) 公序良俗違反、社会通念上常軌を逸した発言や投稿を繰り返すこと。

第 4 条 退会要件と手続き

- 1 会員が次のいずれかに該当する場合は、自動的に退会処置となります。評議会は、当該会員のアカウントの削除など、退会処分に付随する事後処置を遅滞なく行います。
 - (1) 第 1 条第 1 項、または第 3 項に定める告知（入会前告知）が虚偽であったとき、
 - (2) 第 1 条第 1 項に定める紹介文（自己紹介文）が期限までに記述されなかったとき
 - (3) 第 2 条第 2 項の不活発な状態を 1 年間継続したとき
 - (4) 第 3 条第 3 項の定める義務を怠って 1 ヶ月経過したとき
- 2 会員が禁止行為を行ったときは、評議会は、以下に定める手続きを経て退会処置を取ります。
 - (1) 対象者に、禁止行為をやめていただくよう通告します。
 - (2) 前号の通告に従っていただけない場合には、退会期日を決めて、退会の予告をします。
 - (3) 前号までに定める手続きを経ても、禁止行為が続けられている場合は、評議会の過半数の同意をもって退会処置をとります。
- 3 前項の規定にかかわらず、会員の禁止行為によって当会の組織権益や存続価値に対する明白かつ現在の侵害発生の蓋然性が高い場合には、前項第 1 号及び第 2 号の手続きを経ることなく、評議会はただちに、退会措置を取ることができます。
- 4 前項までの各項の規定にかかわらず、会員の禁止行為によって当会の組織権益や存

続価値に対して回復不能な侵害の発生する蓋然性が高いと認められる場合には、当該禁止行為が現実には発生する前後いずれを問わずに、前第2項第1号及び第2号の手続きを経ることなく、評議会はただちに、会員資格の中断措置を取ることができ

- 5 評議会は、前項の中断措置を取った場合には、1か月以内に中断措置を解除するか、退会措置に移行するの

第5条 事業年度

- 1 本会の事業年度は4月1日から3月31日までとします。
- 2 評議会は、業務運営にかかる収支状況を、事業年度終了後遅滞なく会員に報告します。

第6条 会費納入

- 1 会費金額、支払い手段等必要事項は評議会において定めます。
- 2 途中入会の場合も会費の全額を納入していただきます。
- 3 会員の都合による退会および第4条に定める退会処置が生じた場合には、会費は会員に返金されません。
- 4 次年度に会員を継続しない場合は、2月末日までにその旨を評議会に申請して下さい。
- 5 本会の会費徴収事務は、評議会の決定する外部業者（以下「受託者」という）に委託します。
- 6 会費納入はクレジットカードによるものとします。
- 7 既存会員又は入会承認された方は、当該クレジットカード情報を第5項に定める受託者に登録していただきます。

第7条 会費の使途

徴収された会費は、本会運営に必要な下記の事項に充当します。

- 1 情報交換のためのシステム又はプラットフォームの維持管理
- 2 ホームページの維持管理
- 3 出納事務管理

第8条 個人情報管理の原則

- 1 本会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第3項の「個人情報取扱事業者」として、以下の原則に従って個人情報を管理保全します。
(1) 本会の取り扱う会員個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用すること

- (2) 個人情報の適切な管理を行い、漏洩、不正使用、改竄、紛失が発生しないように務めること
 - (3) 個人情報保護に関する法令等に則った業務運営を行うこと、及び
 - (4) 個人情報の対象者による自己情報の開示、訂正、問い合わせ等に適切に対応すること
- 2 本会は、前項の諸原則を達成するために、委託契約を通じて、会員個人情報の管理保全の業務を受託者に委託することができます。この場合は、受託者は、契約に従い個人条を利用することができます
 - 3 前項の場合、本会は、会員個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこととします
 - 4 この他、会員個人情報の管理、保全に関する事項は、別途定める RJC48 個人情報の管理保全に関する規則による

附則

- 第1条 本規約は 2019 年 1 月 9 日に発効します。
- 第2条 本規約の発効に伴い、RJC 入退会規則（2017 年 5 月 25 日発効）は失効します。
- 第3条 前条の規定にかかわらず、本規約の発効前における RJC48 の電子掲示板上の書き込み、会員相互のコミュニケーションの記録、勉強会等で提出された資料その他 RJC で蓄積された一切の情報(本規約発効前の会員個人情報を除く)は、本規約発効後もそのまま RJC48 が管理保全する権限をもちます。
- 第4条 本規約発効前に RJC48 会員であったものの本規約に従い入会しない方（以下「旧会員」という）の以下の行為はお断りします。
 - 一 本規約発効前の RJC48（以下「旧 RJC48」という）で知りえた他者の非公開情報を、第三者に開示または漏えいすること
 - 二 旧 RJC48 で知りえた他者の情報を、自己の利益(金銭その他の経済利益をいいます。)の獲得のために用いること。ただし、利益を本会に還元する場合は除きます。
 - 三 旧 RJC48 で知りえた他者の情報を、自分のマンション管理組合の運営以外の活動または事業に用いること
 - 四 本会評議会の許可なく、「RJC48」と類似の名称を用い、事業を行うこと
- 第5条 本会評議会は、旧会員が前項の規定に違反し、これにより本会に損害が生じた場合、当該旧会員に対して損害賠償を求めることがあります。

(以上)